

トモズ健康くらぶ会員規約 新旧対照表

新	旧	備考
<p><u>第5条（会員証）</u></p> <p>1.当社は、会員に対して会員証として、タニタ活動量計 AM-150 を発行します。会員証は会員自らの責任で管理するものとします。</p> <p>2.会員証として発行するタニタ活動量計 AM-150 は、発行日から 1 年間を保証期間とし、取扱説明書などの注意書きに従った正常な使用状態で保証期間中に生じた故障について会員より申し出があった場合、無償で修理または交換の対応をいたします。なお、保証期間中であっても、以下の場合には有償での修理または交換となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 休会または退会している場合</li> <li>・ 会員の使用上の誤りおよび、不当な修理や改修による故障および破損の場合</li> <li>・ 発行後の落下など不注意や過失により生じた故障および破損の場合</li> <li>・ 付属品、消耗品の故障および破損の場合</li> <li>・ 取扱説明書などに指定された消耗品が正常に保守・交換されていれば防げたと認められる故障および破損の場合</li> <li>・ 火災・地震・水害・落雷・ガス害、塩害その他の天変地異・公害や異常電圧による故障や破損の場合</li> <li>・ 発行時の科学・技術水準では、予見が不可能だった事由による故障および破損の場合</li> <li>・ その他、当社の責任外の場合または会員が当社責任外と認めた故障および破損の場合</li> </ul> <p>3.会員は、理由の如何を問わず、会員証を第三者に譲渡、貸与できないものとします。</p> <p>4.会員証に使用する電池は、会員自らの費用負担でご購入いただく必要があります。</p>	<p><u>第5条（会員証）</u></p> <p>1.当社は、会員に対して会員証として、タニタ活動量計 AM-150 を発行します。会員証は会員自らの責任で管理するものとします。</p> <p>2.会員は、理由の如何を問わず、会員証を第三者に譲渡、貸与できないものとします。</p> <p>3.会員証に使用する電池は、会員自らの費用負担でご購入いただく必要があります。</p>	<p>(新設)</p>

第8条（退会・権利の消滅）

1. 会員は、入会日の属する月の翌月より3か月経過した後は、当社が定める手続きをとることにより本会を退会することができます。
2. 会員は、各月10日まで（10日が休業日の場合は、その前営業日まで）に退会手続きをおこなうことにより、当月末日（以下、「退会日」といいます。）をもって退会することができます。なお会員は、別途当社が認める場合を除き、退会手続きをおこなった日から退会日までの期間の会費および諸費用を支払う義務を負います。
3. 会員が会員サービスにより得た当該時点の有効健康ポイント残高にかかる権利は、退会日翌月の15日まで有効とします。その他会員規約および個別規定に定める権利は退会日をもって自動的に消滅します。
4. 当社は、会員が以下のいずれかの事由に該当するときは、事前の通知なくして、また会員の承諾なくして会員の地位を喪失し、退会するものとします。
  - (1) 会員が会員規約および個別規定に違反し、引き続き会員として認めることが相当でないと当社が判断したとき。
  - (2) 会員が会費を3か月以上継続して滞納したとき。
  - (3) 登録された事項が事実と異なる内容であることが判明したとき。
  - (4) 電話、FAX、電子メール、その他の登録された会員情報に基づく手段によって会員との連絡がとれなくなったとき。
  - (5) 会員が死亡したとき（会員の地位は相続されないものとします。）または会員が実在しないことが判明したとき。
  - (6) 会員に本会の円滑な運用を妨げる事由が発生し、引き続き会員として認めることが相当でないと当社が判断したとき。
  - (7) 会員が第10条及び第15条に定める会員サービス、会員規約及び個別規定の変更に関し異議その他反対の意思表示をしたとき。
  - (8) 反社会的勢力等であることが判明したとき。
  - (9) その他、当社が会員として不適切と判断したとき。

第8条（退会・権利の消滅）

1. 会員は、入会日の属する月の翌月より3か月経過した後は、当社が定める手続きをとることにより本会を退会することができます。
2. 会員は、各月10日まで（10日が休業日の場合は、その前営業日まで）に退会手続きをおこなうことにより、当月末日（以下、「退会日」といいます。）をもって退会することができます。なお会員は、別途当社が認める場合を除き、退会手続きをおこなった日から退会日までの期間の会費および諸費用を支払う義務を負います。
3. 会員が会員サービスにより得た当該時点の有効健康ポイント残高にかかる権利は、退会日翌月の15日まで有効とします。その他会員規約および個別規定に定める権利は退会日をもって自動的に消滅します。
4. 当社は、会員が以下のいずれかの事由に該当するときは、事前の通知なくして、また会員の承諾なくして会員の地位を喪失し、退会するものとします。
  - (1) 会員が会員規約および個別規定に違反し、引き続き会員として認めることが相当でないと当社が判断したとき。
  - (2) 登録された事項が事実と異なる内容であることが判明したとき。
  - (3) 電話、FAX、電子メール、その他の登録された会員情報に基づく手段によって会員との連絡がとれなくなったとき。
  - (4) 会員が死亡したとき（会員の地位は相続されないものとします。）または会員が実在しないことが判明したとき。
  - (5) 会員に本会の円滑な運用を妨げる事由が発生し、引き続き会員として認めることが相当でないと当社が判断したとき。
  - (6) 会員が第10条及び第15条に定める会員サービス、会員規約及び個別規定の変更に関し異議その他反対の意思表示をしたとき。
  - (7) 反社会的勢力等であることが判明したとき。
  - (8) その他、当社が会員として不適切と判断したとき。

（新設）

<p>5. 会員は、会員の地位を喪失した場合には、当該時点で有効な健康ポイント残高にかかる権利を含む会員規約および個別規定に定める全ての権利が自動的に消滅することをあらかじめご承諾するものとします。</p> <p>6.第4項第2号に基づき会員の地位を喪失した場合であっても、会員は未履行の義務（未納会費の支払義務を含むがこれに限られない。）を免れることはできないものとする。</p> <p><u>第19条（附則）</u></p> <p>会員規約は、2024年2月1日から効力を発生するものとします。</p> <p>制定日 2022年10月1日 改定日 2024年2月1日</p>	<p>5. 会員は、会員の地位を喪失した場合には、当該時点で有効な健康ポイント残高にかかる権利を含む会員規約および個別規定に定める全ての権利が自動的に消滅することをあらかじめご承諾するものとします。</p> <p><u>第19条（附則）</u></p> <p>会員規約は、2022年10月1日の制定日から効力を発生するものとします。</p>	<p>(新設)</p> <p>(変更)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>
---	--	---